

さいたま市放課後子ども居場所事業利用料減免要領

(令和7年3月6日子ども未来局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市放課後子ども居場所事業実施要綱第12条の規定に基づき放課後子ども居場所事業利用料（以下「利用料」という。）の減免に関し必要な事項を定める。

(減免基準)

第2条 利用料の支払が困難と認められ、利用料の減額又は免除をすることができるとき、その減免方法、減免期間等は別表に定めるとおりとする。

(減免の申請)

第3条 利用料の減免を受けようとする者は、さいたま市放課後子ども居場所事業利用料減額(免除)申請書に次の各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて受託事業者へ申請するものとする。

- (1) 収入状況が明らかとなるもの
- (2) 診断書及び医療費等の領収書
- (3) 消防長による焼失証明等の被害を証するもの
- (4) その他申請事由を証するもの

(減免の決定)

第4条 受託事業者は、減免の申請を受理したときは、申請内容を審査のうえ減免の可否を決定し、さいたま市放課後子ども居場所事業利用承認内容変更決定通知書により申請者に通知するものとする。

(減免申請の不承認)

第5条 受託事業者は、次の各号により減免の申請を不承認とすることができる。

- (1) 第2条の規定に該当しないとき
- (2) 減免申請の対象月に該当する利用料が納付済みのとき
- (3) 過年度の利用料
- (4) 他の法令等の制度が利用できるとき
- (5) 第3条における申請者からの必要な添付書類の提出又は減免の審査上必要な事情聴取について申請者の協力が得られず、十分な審査ができないとき

(届出)

第6条 利用料の減免を受けたものが、減免を受けている期間中に収入又は支出の状況その他当該減免の事由に変更が生じたときは、直ちにその旨を受託事業者に届け出なければならない。

(減免の取消し)

第7条 受託事業者は、減免を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該減免を取消し、既に減免した利用料の全部又は一部を追徴することができる。

- (1) 前条の届出を受けた場合において利用料の減免を受けたものが当該減免の事由を欠くこととなったと認めるとき
- (2) 申請書に事実と異なる虚偽の記載をし、その他不正な行為によって減免を受けていることがわかったとき
- (3) 減免の事由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったにもかかわらず、前条の届出を提出しないとき

2 受託事業者は、前項の規定により減免を取り消したときは、さいたま市放課後子ども居場所事業利用承認内容変更決定通知書により保護者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、決裁の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

利用料減免基準

別表（第2条関係）

区分	減免の事由	減免の方法	減免期間	適用
1	<p>児童の属する世帯の生計の中心者又はその他の家族で、利用料の算定に含まれる世帯員の失業、疾病等により当該世帯の収入が著しく減少したとき</p>	<p>① 当該世帯の当該月の認定収入額が認定生活費（生活保護法（昭和25年法律第144号）による最低生活費）を下回るとき…全額免除</p> <p>② 当該世帯の当該月の実収入月額から認定生活費を差し引いたとき、その残額が利用料に満たないとき…その満たない金額を減免</p> <p>ただし、減額する金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる</p>	<p>減免の事由が生じた日の属する月の翌月から入所決定期間の範囲内で減免事由の継続する期間</p>	<p>◎実収入月額は、減免の対象となる月の初日から末日までの収入とし、収入額が把握できないときは、前3月における収入額の平均額で認定する。</p> <p>◎減免期間は、減免事由が継続しているとき、当該年度内に限り再度の申請を受けることなく更新することができる。</p>
2	<p>児童の属する世帯内に疾病者がおり、60日以上継続してこれに必要な経費を支出し家計に著しく影響を及ぼしているとき</p>	<p>① 当該世帯の当該月の認定収入額が認定生活費に月平均医療費を加算した額に満たないとき…全額免除</p> <p>② 当該世帯の当該月の認定収入額から認定生活費及び月平均医療費を差し引いたとき、その残額が利用料に満たないとき…その満たない金額を減額</p> <p>ただし、減額する金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる</p>		

3	児童の属する世帯が居住する家屋等が火災、風水害、震災その他これに類する災害により損害を受けたとき	① 全焼、全壊のとき…全額免除 ② 半焼、半壊のとき…50%減額 ③ 水損（床下浸水を除く）のとき…30%減額	減免事由の生じた日の属する月の翌月から ①、②については6月 ③については3月	◎継続の場合は期間を通算するものとする。
4	前各号に掲げるもののほか特別の事情があるとき	3の減免割合に準ずる	1に準ずる	